告示　日号外　ページ

九―一三六　平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え　一九　255　一三

九―一三七　平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例　一九　255　一三

○公正取引委員会

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則　二一　三

六　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則　二七　二

○原子力規制委員会

五三　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　四　二

五四　有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があった件　四　二

○金融庁

六三　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件　一四　三

六四　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件　一四　三

六五　金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件　二七　二

○金融庁、法務省、財務省

六　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　五　二

○復興庁

六七―一〇六　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　二八　264　九〇

○総務省

二八四　無線機器型式検定に合格した機器の件　四　二

二八五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　四　243　二

二八六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　四　243　三

二八七　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　四　243　五

二八八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　四　243　六

二八九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　四　243　六

二九〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　四　243　六

二九一　平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件　四　243　六

二九二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分～平成二十四年分）を公表する件　四　243　六

二九三　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分・平成二十四年分～平成二十五年分）を公表する件　七　246　二

二九四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件　七　246　四

二九五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　七　246　六

二九六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件の一部を訂正する件　七　246　六

二九七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件　七　246　六

二九八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件　七　246　六

二九九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件　七　246　六

三〇〇　東経百六十二度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件　一〇　二

四〇一　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件　一〇　二

四〇二　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件　一九　二

四〇四　放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件　二五　三